

条件付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 6 年 4 月 22 日

貝塚市長 酒 井 了

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 斎場火葬残骨灰処理業務
- (2) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 実 施 期 限 令和 7 年 3 月 25 日
- (4) 実 施 場 所 貝塚市立斎場（貝塚市橋本 967-1）
- (5) 契 約 期 間 契約締結日から令和 7 年 3 月 25 日

2 入札参加資格

次のすべての項目に該当し、かつ各証明書類を提出する者について、条件付一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 条件付一般競争入札参加申込書の提出日から入札日までの期間において、貝塚市入札参加停止要綱(平成 25 年 12 月 2 日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 条件付一般競争入札参加申込書の提出日から入札日までの期間において、貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号）第 8 条第 1 項第 2 号の規定により、入札への参加を除外されていない者。
- (4) 貝塚市に「一般競争（指名競争）入札参加資格申請」を行い、役務提供入札参加資格を得た者で、中分類コード「84 その他（廃棄物の収集・運搬・処分）」または「110 全項目に該当なし」に登録があること。
- (5) 過去 2 ヶ年度において、地方公共団体等と、種類及び規模を同じくする契約を 1 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績があること。
- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされていない者。（更生計画又は再生計画の認可がなされている者は除く。）
- (7) 以下の各証明書類を提出できる者。
 - ① 人灰及び動物灰それぞれについて、埋蔵及び永代供養締結をしている寺院(最終埋蔵地)との契約の写し等(協同組合等で契約している場合は、協同組合の組合員等である証明書等を含む)。
 - ② 最終埋蔵地における納骨堂等の概要(容積、図面、写真、満杯時の対応等)について、事業者が発行する証明書。
 - ③ 中間処理工場(分別)が、所在する土地・家屋の登記簿謄本の写しと配置図面、外観及び設備の写真。なお、土地・家屋が自社所有でないときは、あわせて賃

貸借契約書類の写し。

- ④ 中間処理工程及び最終処理方法(無害化处理等)の概要についての証明書。
- ⑤ 商業(法人)登記簿謄本の写し。
- ⑥ 令和4年度および令和5年度の市区町村別委託契約実績一覧表。

3 契約条項掲示場所 貝塚市市民生活部市民課 (本庁舎1階)

4 参加受付期間および受付場所

期間: 令和6年5月7日(火)から令和6年5月17日(金)まで

時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

場所: 貝塚市市民生活部市民課 (本庁舎1階)

入札参加申込書、入札参加受付票及び各証明書類を提出すること。

5 入札参加の決定

入札参加の可否については、令和6年5月21日(火)午後5時までに電話で連絡する。

6 現場説明 実施しない。

7 入札

日時: 令和6年5月29日(水)午後1時00分

会場: 貝塚市役所 第2別館入札室

提出書類: 入札参加受付票、見積内訳書

なお、当日の参加業者が1社だけでも入札は実施する。

8 無効となる入札該当事項

(1) 当該入札に参加する資格を有しない者が行った入札

(2) 委任状を持参しない代理人が行った入札

(3) 次の事項の記載のない入札

ア. 入札金額

イ. 業務名

ウ. 入札参加資格者の氏名及び捺印

(4) 入札金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

(6) 郵便、電報又は電話等による入札

(7) 見積内訳書のない入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札回数 原則として2回までとする。

1回目の入札で落札者が決まらない場合、直ちに2回目の入札を行う。

※この場合、1回目の入札より続けて2回目の入札を行うため、必ず内容に熟知した者が入札に参加すること。

2回目の入札は、辞退できるものとする。

また、前記8の(1)、(6)、(8)に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない

- 10 入札保証金 貝塚市契約規則第7条第1項第2号の規定により免除する。
- 11 契約書の作成 貝塚市契約規則第19条の規定により作成する。
- 12 契約保証金 貝塚市契約規則第24条第5号の規定により免除する。
- 13 最低制限価格
地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設ける。
- 14 その他
 - (1) 事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
 - (2) 入札者は、課税事業者であるか否かを問わず、入札書に消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。落札価格は、入札書に記載された金額に消費税率及び地方消費税率を乗じた額とする。(1円未満の端数は切り捨てる。)
 - (3) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約締結はできない。

以上